

特許法等の一部を改正する法律公布、6月から特許・商標料金値下げ

特許庁は、4月18日に法律第16号として公布された「特許法等の一部を改正する法律」の概要や法律要綱、法律・理由、新旧対照表などを公表した。

今回の法改正は、知的財産権の戦略的な活用の促進と、迅速かつ適正な権利保護の観点から、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について、以下のような措置を講ずるものとなっている。(※)

(※)の続き

- (1) 通常実施権等登録制度の見直し (特許法・実用新案法)
特許の出願段階のライセンスを保護するための登録制度を創設し、また、通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望が強いライセンシーの氏名等、通常実施権の範囲の開示を一定の利害関係者に限定する。
- (2) 不服審判請求期間の見直し (特許法・意匠法・商標法)
特許制度の拒絶査定不服審判請求期間、意匠制度と商標制度の拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判に係る審判請求期間を、いずれも現行の「30日以内」から「3月以内」に拡大する。また、特許請求の範囲等の補正可能時期を、現行の「審判請求から30日以内」から「審判請求と同時にのみ可能」と変更する。
- (3) 優先権書類の電子的交換の対象国拡大 (特許法・実用新案法)
優先権書類の電子的交換を、優先権書類の発行国だけでなく、その他の国や国際機関のデータの受け入れも可能とする。
- (4) 特許・商標関係料金の引き下げ (特許法・商標法)
中小企業等の負担感の強い10年目以降を重点に、特許料を平均12%引き下げる。また諸外国より高額で、中小企業等の利用割合の高い商標の設定登録料等を平均43%引き下げる。(6月1日施行想定)
- (5) 料金納付の口座振替制度の導入
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律)
特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点で、銀行口座からの振替による納付制度を導入する。
【参考】特許法等の一部を改正する法律
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_200201.htm
【参考】平成20年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/fy20_ryoukinkaitei.htm

首都圏学校法人のビジネスソフト違法コピー BSAで過去世界2番目の約2億円で和解

ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA) は3月25日、BSAメンバー企業と首都圏の学校法人との間で、ビジネスソフトの著作権侵害に関して約2億1000万円で和解が成立したと発表した。和解金額は、BSAとして世界で過去2番目、日本を含むアジアでは過去最高額という。

この問題は、BSAの情報提供窓口への通報が端緒となり発覚したもので、権利者であるアドビシステムズ、アップル、オートデスク、ポーランド、シマンテックの5社が学校法人との間で協議を続けていた。

学校法人の著作権侵害発覚後に行なわれた調査では、5社のビジネスソフト10,364本の違法コピーが発見され、BSAが活動する世界80以上の国や地域では過去2番目、日本を含むアジア地域では過去最大の規模だったとしている。

今回の和解に関して、松尾早苗BSA日本副事務局長は、「違法コピー率が世界で3番目に低く、知財立国を目指す日本の教育機関で、これほど大規模な著作権侵害が行われていたことに驚いている。BSAは、さまざまなソフトウェア管理支援策など、とりわけ教育機関の支援に注力してきたが、依然として意識の低い教育機関が存在していたことを大変遺憾に思う」と述べている。

BSAでは、今後も、著作権に関する教育啓発活動を積極的に行う一方、意図的な組織内違法コピーには、正規のソフトウェア利用者や著作権者の権利保護のため、法的手続きも視野に入れた権利保護支援活動を続け

ていくとしている。

平成20年度「知財功労賞」発表

経済産業省と特許庁は、4月18日の「発明の日」に表彰を行う平成20年度「知財功労賞」の受賞者、受賞企業を発表した。

- 経済産業大臣表彰の「産業財産権制度関係功労者」には、
- (1) 日本国際知的財産保護協会(AIPPI)副会長を長年務め、知的財産権制度国際調和に貢献してきた 熊倉慎男弁護士・弁理士
 - (2) 知財人材育成のパイオニアとして、知財戦略本部専門調査会委員、特許庁知財人材育成調査研究委員長、知財人材育成推進協議会幹事等を通じて知財立国における知財人材育成戦略に貢献してきた 妹尾堅一郎氏
 - (3) 全国の地域ブランドフォーラムで、基調講演やシンポジウムのコーディネーターとして活躍し、地域団体商標制度推進の第一人者として同制度の普及促進・発展に貢献してきた田中章雄氏の3人が選ばれた。

「産業財産権制度活用優良企業等」としては、「特許活用」で、セイコーエプソン、タニタ、三鷹光器。「意匠活用」で岡村製作所と山本光学。「商標活用」でソニー、「特許戦略」で東京エレクトロンの各社が選ばれた。

また、特許庁長官表彰の「産業財産権制度関係功労者」には、カワボウ会長の川島秀雄氏など5氏が、「産業財産権制度活用優良企業等」としては「特許活用」で井関農機など4社、「意匠活用」で石野製作所など2社、「商標活用」で朝日酒造など2社、「普及貢献」と「特許戦略」で各1社の、計10社の企業等が選ばれた。

【参考】平成20年度「知財功労賞」の表彰について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/20_tizai_kourou.htm

ニコニコ動画で JASRAC管理楽曲の利用可能に

ニワンゴは4月1日、運営中の、再生動画にリアルタイムでコメントを付けられる「ニコニコ動画 (SP1)」に関して、日本音楽著作権協会 (JASRAC) の示す許諾条件に同意し契約を締結したと発表した。

これにより、ユーザーは、JASRACが管理する楽曲について、自身で演奏したり、自身で演奏したものにあわせて歌ったりした動画作品をアップロードすることなどが可能になるとしている。

ニワンゴでは、これまでも投稿される動画に対する権利保護を目的とし、権利保護システムや監視体制の強化や、利用者への啓蒙活動を行ってきたが、今後も権利者などの団体・協会との対話に基づいた権利保護の取組みを強化し、その要望を踏まえつつ、著作権侵害問題に適切に対処していくとしている。

なお、ニワンゴの発表に続き、ソニーも4月7日に自社運営の動画共有サービス「EyeVio:アイビオ」で、JASRAC管理楽曲をユーザーが演奏・歌唱した映像を投稿できるサービスを開始したと発表している。

中国の「青森」商標問題 コメや茶でも青森県の異議認められる

青森県は4月4日、中国で現地の企業が「青森」の名称を商標登録している問題で、中国商標局がコメなどの登録申請を認めないとする裁定を下したと発表した。前回のリンゴなどの農水産物に続き、今回も青森県の主張が認められるかたちとなった。

この問題は中国のデザイン会社が2002年7月、「青森」を商標登録しようとして同局に申請したのを青森県が知り、県と生産団体などが「輸出に大きな影響を及ぼす」と判断して、同局に異議を申し立てていた。

今回、同局が裁定を下したのは、コメや茶、めん類、加工食品などで、「公衆に知られた外国の地理的名称は、商標としてはならない」という中国商標法の規定に抵触する」と判断した。

中国で「青森」とリンゴ組合せた商標申請 青森県が異議申し立て

青森県は4月17日、中国で「青森」の表記とリンゴの図柄を組み合わせた商標が出願されていることに対し、リンゴ関係5団体と連名で、4月14日に中国商標局に異議を申し立てたと発表した。

青森県によると、「青森」は中国語で「チンミャオ」と発音され、「きれいな水面」といった意味がある。新疆ウイグル自治区の果物取扱業者が、果物や穀物、植物、キノコなどの指定分類で2005年7月に申請、今年1月13日に公告されたのを、県の委託で中国の商標申請を監視している特許法律事務所が3月に発見した。リンゴの図柄との組み合わせで、リンゴには「チンミャオ」の発音表記の頭文字「QM」が書かれている。

この商標が登録された場合、「青森」が類似商標とされ、中国へ輸出する県産リンゴに使用できなくなる恐れがあり、また、この商標の中国産リンゴが青森リンゴと混同される可能性もあることから、中国市場で高い評価を得ている青森リンゴの輸出に悪影響を及ぼす恐れが大きいとしている。

青森県では今後、中国や台湾、香港における県内団体の商標出願を後押しする一方で、県独自の監視を続けるとしている。

マイクロソフトにルーセント特許侵害で 3億7千万ドル支払い命ずる陪審評決

仏アルカテルルーセントは4月8日、米マイクロソフトに対する特許侵害訴訟に関して、カリフォルニア州サンディエゴ連邦地裁の陪審がマイクロソフトの特許侵害を認め、同社に3億6800万ドル以上の支払いを命じたと発表した。

発表によると、アルカテルルーセントは3件の特許侵害を主張したが、陪審は、マイクロソフトのタブレットPCのOSのペン入力に関してと、フォーム入力の自動化プログラムに関して、それぞれの対応特許を侵害していると判断した。しかし、残り1件の特許に関しては侵害を認めなかった。また、陪審は、米DELLにもペン入力に関する特許侵害を認め、5万1000ドルの支払いを命じたという。

アルカテルルーセントとマイクロソフトの間では、音声圧縮技術に関する特許侵害訴訟で、昨年、マイクロソフトに15億ドルの支払いを命ずる陪審評決が出たが、その後、連邦地裁が評決を覆すなどの波乱含みの展開が続いている。なお、4月22日にマイクロソフトがアルカテルルーセントを9件の特許侵害で提訴するとの米報道も出ている。

船井電機、フィリップスと 北米のテレビに関しブランドライセンス契約

船井電機は4月9日、オランダの電機大手フィリップスと、米国及びカナダでのフィリップスの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約の予定があると発表した。

契約は2008年9月1日を効力発生日とし期間は最低5年間で、同期間の北米市場のテレビで、フィリップスとマグナボックスのブランドの独占的使用権を得ることになる。ライセンス供与の条件としては、ブランド使用、品質、デザイン及び消費者向けアフターサービスの規定を順守することになるという。

船井電機は既に、複数のブランドで北米を中心にテレビを供給し、また、フィリップスと18年間にわたりVTRやDVD等のOEMで良好な関係を構築しており、本ライセンス契約が両社の北米のテレビ事業の新しいビジネスモデルの展開に資することと確信しているという。

また、船井電機はテレビに関して、フィリップスの持つ世界トップクラスの研究開発、デザイン、IP技術を有効に活用することで技術とデザイン面で消費者に訴求する商品を市場に提供することになっているとしている。

その他

(1) ラムバス、DRAMメーカーからの提訴で有利な陪審評決を獲得と発表

http://news.braina.com/2008/0327/judge_20080327_001_.html

(2) 東京地裁、ほっかほっか亭離脱で総本部側の仮処分申請却下

http://news.braina.com/2008/0401/judge_20080401_001_.html

(3) 4月1日から地域団体商標にも早期審査・審理

【参考】地域団体商標登録出願に関する早期審査・早期審理制度について

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_souki.htm

(4) 特許庁、「模倣被害調査報告書」、「iPS細胞など『幹細胞関連技術』の特許出願技術動向調査」、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」、「ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル」公表

【参考】2007年度模倣被害調査報告書について

http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/puresu_jittai_2007.htm

【参考】望まれる応用産業への発展、求められる知財の目

- 平成19年度特許出願技術動向調査「幹細胞関連技術」から -

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/>

[press_shutugan_kansaiibo.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_shutugan_kansaiibo.htm)

【参考】中小企業の知財戦略構築を支援するマニュアルの公表について

http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_chusho_manual.htm

(5) NTTドコモ「新ドコモ宣言」、ロゴマークも7月から一新

http://news.braina.com/2008/0422/enter_20080422_001_.html

コラム

■特許庁主催「中小企業支援者の為の知財戦略セミナー」講演報告

2008年2月に福島、高松、神戸、沖縄の4個所で行われた特許庁主催の上記セミナーにて、当社代表の佐原が特別講演させていただきました。中堅・中小企業の知的財産部の方や大学・公共団体の知財支援者等、数多くの方々が参加され、毎回、大変盛況でした。特に、具体的なケーススタディー（事例）を用いて、知財戦略構築をシミュレーションする内容に、皆さん、高い関心を持って熱心に聴講しておられました。

